

要介護・要支援認定までの流れ

サービスを利用するには、要介護・要支援認定を受ける必要があります。長寿課で申請してください。
 ※認定前に緊急にサービスを利用したい場合は、申請時に相談してください。

申請

長寿課で要介護・要支援認定の申請をしてください。
持 要介護・要支援認定申請書、介護保険被保険者証、マイナンバー確認書類、主治医の情報(病院名・医師名)、医療保険被保険者証(40~64歳)

認定調査

認定調査員が自宅などを訪問し、心身の状況などの調査を行います。また、本人の主治医に心身の状況などの意見書を作成してもらいます。

審査・判定

認定調査の結果によるコンピューター判定と認定調査の特記事項、主治医の意見書をもとに介護認定審査会で、要介護・要支援状態区分の審査が行われます。

認定・通知

審査結果に基づいて「要支援1・2」「要介護1~5」「非該当(自立)」の区分のいずれかに認定され、その結果を通知します。

要支援1・2	要介護1~5	非該当(自立)
介護保険サービスを利用できます。	介護保険サービスは利用できませんが、地域支援事業などを利用できます。	

介護保険サービスの利用

在宅での利用を希望する場合

要支援1・2	要介護1~5
お住まいの地域を担当する地域包括支援センターへ依頼します。	居宅介護支援事業所に依頼します。事業者の一覧は結果通知に同封および窓口で配布しています。

施設入所を希望する場合

利用希望の施設などへ直接申し込みます。
 ※施設の種類によって、入所できる条件(要支援・要介護度)が異なります。

ケアマネジャーがケアプランを作成し、それに基づきサービスを利用します。



施設と契約して入所します。サービス計画は施設が作成します。

今回紹介している地域密着型サービス以外にも、さまざまな介護保険サービスがあります。また、認定申請よりも簡易な手続きで訪問型サービス(ホームヘルプサービス)と通所型サービス(デイサービス)を利用できる「介護予防・日常生活支援総合事業」も実施しています。詳しくは長寿課へお問い合わせください。

みんなで支える! 介護保険制度

問 長寿課(☎62-1013)

11月11日は「介護の日」です。「いい日、いい日、毎日、あったか介護ありがとう」を合言葉に、介護について理解と認識を深め、地域の皆さんで支え合いましょう。介護保険の仕組みとサービスを受けるための流れを紹介します。



介護保険とは

介護が必要になった人が、住み慣れた地域や家庭で自分らしく生活できるように、また介護をしている家族の負担を軽減するため、社会全体で支え合う仕組みです。

介護保険サービスの対象者

- 65歳以上で要介護・要支援認定を受けた人
- 40~64歳で医療保険に加入していて、特定疾病により要介護・要支援認定を受けた人

※特定疾病については、市HPをご覧ください。

自宅に訪問してもらう



定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回や緊急通報への対応など、利用者の状況に合わせて、24時間365日の対応を行います。また、訪問介護だけでなく看護師なども連携しており、介護と看護の一体的なサービス提供を行います。食事・入浴・排泄など日常生活の支援や機能訓練などを行います。

ここに注目!

刈谷市に住んでいる人が受けられる地域密着型サービスを紹介

地域密着型サービスとは、住み慣れた地域での暮らしを継続できるようにするためのサービスです。サービス事業者は、地域の人や利用者家族などが参加できる運営推進会議を開催し、地域に開かれた質の高いサービスの提供を心掛けています。

現在、刈谷市に住んでいる人が受けられるサービスを紹介します。

通い・宿泊・訪問を組み合わせる

小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の様態や希望に応じて訪問や泊まりを組み合わせたサービスを行います。



施設に通う

認知症対応型通所介護

認知症の高齢者に対する食事・入浴などのサービス、機能訓練を行います。

地域密着型通所介護

小規模なデイサービスセンターなどで、食事・入浴・生活機能向上の訓練を日帰りで行います。

小規模な施設に入所する

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の高齢者が少人数で共同生活を送りながら食事・入浴などの介護や機能訓練を行います。

地域密着型特定施設入居者生活介護

小規模な介護専用型有料老人ホームに入所して、食事・入浴・排泄など日常生活の支援や機能訓練などを行います。

